

岡山盲学校及び岡山聾学校の校舎等整備に係る基本構想 (案)

I 現状と課題

1 岡山盲学校（岡山市中区原尾島4丁目16-53）

(1) 教育内容等

【現状】

- 県内唯一の視覚障害の教育部門を設置する特別支援学校として、一人一人の障害の状況に応じた専門性の高い教育を実践している。
- 視覚障害児・者相談支援センターを設置し、視覚障害のある乳幼児から成人、保護者、支援者への支援を行っており、視覚障害に関する相談機関としてのセンター的機能を果たしている。
- 全盲の児童生徒だけでなく、弱視の児童生徒も在籍している。
- 高等部理療科では、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等の専門的な技能の習得を目指す教育課程を設置している。

□ 設置課程

(対象)学校教育法施行令第22条の3に規定する視覚障害の程度の者

両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの

学部・学科			修業年限	学級	コース
小学部			6年		
中学部			3年		
高等部	本科	普通科	3年	単一障害	進学希望コース
				重複障害	キャリア支援コース
				一	
	専攻科	保健理療科	3年		
		理療科	3年		
		保健理療科	3年		

【課題】

- 近年、視覚障害と知的障害を併せ有する在籍児童生徒数が増加しており、重複障害のある児童生徒に対する教育内容の見直しが必要である。
- 中途視覚障害者に対応した教育課程の充実が必要である。

(2) 児童生徒数の状況

【現状】

□ 在籍児童生徒数の推移(推計)

○校舎建築時(昭和58年度)は、112人の児童生徒が在籍していたが、令和5年度は、29人の在籍となっている。(4分の1程度に減少)

○今後の推計においても、同程度の児童生徒数で推移すると見込まれる。

年度	S58 (1983)	→	H5 (1993)	→	R5 (2023)	→	R11 (2029)
児童生徒数(人)	112		82		29		35

【課題】

●一定規模の集団による多様な学習活動が困難になっている。

(3) 施設の状況等

【現状】

○主な施設(普通教室棟、特別教室棟など)は、築40年程度のものが多い。

○立地場所は、土砂災害の危険性がある。

○最寄りのバス停から学校までの道路(約800m)が狭い状況である。

【課題】

●主な施設(普通教室棟、特別教室棟など)の老朽化が進行しており、長寿命化改修の時期を迎えている。

●土砂災害の危険性があり、不安がある。

●JR の駅から距離のある立地場所であり、最寄りのバス停からの通学路も狭く、安全面で不安がある。

2 岡山聾学校（岡山市中区土田51）

(1) 教育内容等

【現状】

- 県内唯一の聴覚障害の教育部門を設置する特別支援学校として、一人一人の障害の状況に応じた専門性の高い教育を実践している。
- 全県にわたり聴覚障害や聞こえに困難さのある子どもへの早期からの指導・支援を実施し、センター的機能を果たしている。
- 人工内耳の普及により、地元の小中学校に就学する児童生徒が増えていることから、聴覚支援センターとしての機能の充実を図っている。
- 高等部では、平成28年度に社会情勢の変化を踏まえて、普通科（職業コース、基礎生活コース）及び総合デザイン科（産業デザインコース、ファッション・ヘアデザインコース）に改編している。

□ 設置課程

（対象）学校教育法施行令第22条の3に規定する聴覚障害の程度の者

両耳の聽力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの

学部・学科		修業年限	学級	コース	系		
幼稚部		3年以内					
小学部		6年					
中学部		3年					
高等部	普通科	3年	重複障害	職業コース			
				基礎生活コース			
		3年	単一障害	産業デザインコース	産業デザイン系		
	総合デザイン科			進学系			
				ファッション・ヘアデザインコース	ファッション系		
				進学系			
				ヘア系			
専攻科	理容科	1年					

【課題】

- 総合デザイン科ファッション・ヘアデザインコース(ヘア系)においては、平成28年度の学科改編後から在籍者がいない状況が続いている。理容科を設置する専攻科についても、平成30年度以降、在籍者がいない状況であることから、教育内容の見直しが必要である。

(2) 幼児児童生徒(以下「児童生徒等」という。)数の状況

【現状】

- 在籍児童生徒等数の推移(推計)

○校舎建築時(昭和46年度)は、219人の児童生徒等が在籍していたが、令和5年度は、51人の在籍となっている。(4分の1程度に減少)

○今後の推計においても、同程度の児童生徒等数で推移すると見込まれる。

年度	S46 (1971)	→	H5 (1993)	→	R5 (2023)	→	R11 (2029)
児童生徒等数(人)	219		81		51		52

【課題】

- 一定規模の集団による多様な学習活動が困難になっている。

(3) 施設の状況等

【現状】

○主な施設(普通教室棟、特別教室棟など)は、築50年程度のものが多い。

○最寄りのJRの駅から徒歩でも通学できる距離に立地している。

【課題】

- 主な施設(普通教室棟、特別教室棟など)の老朽化が進行し、約半分の建物がコンクリート圧縮強度不足のため改築が必要である。
- 校舎の外壁の剥離など、老朽化が進行している。
- 2棟の建物はアスベスト(石綿)の使用が確認されており、囲い込みの措置を行っている。

II 教育環境の再構築の方向性

1 基本方針

- (1)これまで、岡山盲学校及び岡山聾学校が行ってきた高い専門性に基づいた視覚障害教育、聴覚障害教育を継承する学校を整備する。
- (2)障害特性の異なる児童生徒等が同じ敷地内で学校生活を過ごす状況を踏まえ、基本的な生活空間の分離や動線の工夫などにより、児童生徒等が安心して教育を受けることができる環境を整備する。
- (3)視覚障害、聴覚障害のある児童生徒等や、保護者等に対する幅広い教育的支援の充実を図るため、特別支援教育のセンター的機能を発揮できる学校を整備する。

2 教育内容の見直し

岡山盲学校及び岡山聾学校において、これまで行ってきた高い専門性に基づいた教育を継承した上で、児童生徒等の実態や社会情勢の変化を踏まえ、次のとおり教育内容を見直す。

(1) 視覚障害教育の充実

○視覚障害と知的障害を併せ有する多様な実態の重複障害の児童生徒が増加していることから、知的障害特別支援学校の教育課程を参考とし、教育内容を充実する。

- ・一般就労、福祉的就労に向けた作業学習や産業現場等における実習など職業教育の充実
- ・知的障害による困難さを改善するための自立活動の指導の充実

○中途視覚障害者の自立と社会参加を踏まえた専攻科の教育内容を充実する。

- ・職業教育を受ける上で前提となる、日常生活動作や歩行、ICT機器の操作、点字の基礎などを学ぶコースの設置

(2) 聴覚障害教育の充実

○現在の総合デザイン科の教育内容を充実する。

- ・平成28年度の学科改編後から在籍者がいない状況を踏まえ、総合デザイン科ファッション・ヘアデザインコース(ヘア系)を廃止する。

- ・現総合デザイン科産業デザインコースにおいて、より高度な情報化が進むことが予想される社会情勢に対応できるようにするため、情報に関する教育内容を充実する。
- ・現総合デザイン科ファッショントレーニングコースにおいて、今後の社会情勢も踏まえ、進路選択の幅を広げることができるようにするため、福祉に関する教育内容を充実する。

○平成30年度以降の在籍者がいない状況を踏まえ、専攻科理容科を廃止する。

※理容を希望する者の進路選択が適切に行われるよう、特別支援学校のセンター的機能として、関係団体との連携を密にし、必要な情報提供を行う。

(3) 交流及び共同学習の推進

- 視覚障害のある児童生徒と聴覚障害のある児童生徒等との交流及び共同学習については、障害特性の違いはもとより、指導に当たる教員の専門性や負担も考慮しながら、段階的、計画的に進める。
- 近隣の小中学校、高等学校及び特別支援学校との交流及び共同学習についても、段階的、計画的に進める。

3 施設整備の方針

(1) 施設整備場所

岡山聾学校の現運動場(岡山市中区土田51)に整備する。

<理由>

- ・岡山聾学校の現敷地は、JRの駅からも近く、通学手段の選択肢が広がることや、近隣の学校(岡山東支援学校など)と連携しやすい環境にあることなどから、適地である。
- ・岡山聾学校の現運動場に新たな校舎等を整備することで、新たな用地取得は不要となり、工事期間中も、両校とも移転が必要なくなることから、工事期間中の教育環境面や、経費面でメリットがある。



(2) 施設整備形態

- 視覚障害教育部門と聴覚障害教育部門を併設した新しい一体型の学校を設置する。
- 施設の形態については、共用部分を除き、視覚障害教育部門の建物と聴覚障害教育部門の建物を別棟にするなど、基本的な生活空間を分離した併置タイプとする。

<理由>

- ・同じ校内組織の中で障害特性の異なる教育を行うことで、職員間の交流の機会が増え、それぞれの障害種の指導者の育成にプラスの効果が期待できる。また、児童生徒同士の交流の機会が増え、教育的効果が期待できる。
- ・有利な補助金や起債を活用できる見込みである。

(3) 施設規模

	現施設	整備案
校舎	盲 6,732m ²	○在籍児童生徒等数に見合った規模の校舎を新たに整備する。
	聾 6,834m ²	
体育館	盲 432m ²	○聾学校の現体育館を改修し、共用の体育館として整備する。
	聾 742m ²	
寄宿舎	盲 1,348m ²	○在籍児童生徒等数に見合った規模の共用の寄宿舎を新たに整備する。
	聾 912m ²	
給食調理場	盲 360m ²	○在籍児童生徒等数に見合った規模の共用の給食調理場を新たに整備する。
	聾 246m ²	
計	17,606m ²	

(4) 総事業費

約50億円(見込み)

(5) 施設整備のコンセプト

- 本県学校施設の目指すべき姿である、「安全・安心に配慮した施設」、「多様な学習内容・学習形態による活動が可能となる施設」、「特別な支援を必要とする児童生徒に配慮した施設」、「自然環境に考慮した施設」を踏まえ、整備する。

- 視覚障害教育、聴覚障害教育の高い専門性を担保するため、共用部分を除き、それぞれの障害教育部門の建物を別棟とし、基本的な学習空間を分離した施設を整備する。
- 障害特性の異なる児童生徒等が、同じ敷地内で学校生活を過ごす状況を踏まえ、共用施設だけでなく、校内全体の施設において、**動線の工夫や、空間認知しやすい施設設備の工夫など**により、安心して教育を受けることができる環境を整備する。
- 温かみと潤いのある快適な環境で学習することができるよう、防災対策やコスト面も配慮した上で、可能な範囲で木材を使用した施設環境を整備する。
- 障害による学習上、生活上の困難さを改善するための**タブレット端末や集団補聴システムなどのICT機器の活用**を推進できるよう、情報通信環境を整備する。
- 災害時の安全対策については、障害特性の異なる児童生徒等が同じ敷地内で学校生活を過ごす状況を踏まえ、避難経路の工夫や、障害特性に応じた火災警報装置等の設置など、万全な対策を施した環境を整備する。

(6) 施設機能等

基本的な考え方は、次のとおりとする。

①普通教室 **障害部門別**

・児童生徒等の発達段階や障害の状態に応じて柔軟に対応できるもの

②自立活動室 **障害部門別**

・障害による学習上、生活上の困難さを改善するための指導ができるもの

・障害の状態を詳細に把握することができるもの(検査室)

③特別教室(音楽室、美術室、家庭科室、理科室、情報室等) **共用**

・児童生徒等の発達段階や障害の状態に応じて柔軟に対応できるもの

・**聴覚が鋭い視覚障害児や雑音が苦手な聴覚障害児が学習しやすいよう、音の反射吸音特性を考慮したもの**

※使用頻度等を踏まえて、室数や場所も検討する。

※障害特性に応じた教材等が管理できる準備室の設置も検討する。

④特別教室(多目的教室) **共用**

・交流及び共同学習や、学校行事等に活用できる広さのもの

※使用頻度等を踏まえて、室数や場所も検討する。

⑤実習室 障害部門別

- ・あんま・はり、マッサージの学習ができるもの（視覚障害教育部門）
 - ・木工、製図、被服、情報、福祉等の学習ができるもの（聴覚障害教育部門）
- ※実習内容によっては、特別教室との共用も検討する。

⑥センター的機能に係る教室 障害部門別

- ・視覚障害、聴覚障害等に関する相談を受け、適切な支援情報を提供することができるもの

⑦図書室 共用

- ・点字図書や拡大図書、一般図書を分類して展示できるもの
- ・ICT機器の活用などにより、障害の状態に応じた対応ができるもの

⑧体育施設 共用

- ・岡山聾学校の現体育館を改修
- ・視覚障害と聴覚障害、発達段階に対応する遊具を備えたもの（運動場・中庭）
- ・安全に活動することができるよう、活動場所の境界が認識しやすいもの

⑨保健室 共用

- ・児童生徒等の発達段階や障害特性に応じて柔軟に対応できるもの

⑩寄宿舎 共用

- ・舎室など、障害部門に応じて生活空間を分離しつつ、食堂や浴室など、障害特性に配慮しながら共用とするなど、柔軟に対応できるもの
- ・障害特性に応じた火災警報装置等の設置や避難経路の確保等、徹底した安全対策を施したもの

⑪給食調理場 共用

- ・障害特性に応じた学校給食や舎食を提供できるもの

⑫職員室 共用

- ・様々な情報交換を行い、同僚性を高めることができるもの

⑬ボランティア室、保護者研修室 共用

- ・地域、保護者と連携した教育活動が推進できるもの

(7) 周辺環境の整備

○校舎敷地内の環境整備

- ・敷地内を安全に移動や学習ができるよう、人や車の動線を踏まえた駐車場を整備するとともに、歩車分離、横断歩道等の整備を行う。

○校舎敷地外の環境整備

- ・児童生徒等の通学時及び校外学習時の安全を確保するため、学校周辺の交通事情も考慮した上で、段差のない十分な広さの歩道や、認識しやすい歩車道の整備、ガードレール、点字ブロック、音響式信号機などの設置について、関係機関との協議を進める。

III 整備スケジュール

次のスケジュールで、整備を進める予定とする。

年度	内容
令和6年度 (2024 年度)	基本計画策定、大規模事業評価
令和7年度 (2025 年度)	基本設計、実施設計
令和8年度 (2026 年度)	工事着工
令和9年度 (2027 年度)	校名・校章・校歌等の検討
令和10年度 (2028 年度)	開校準備室設置、工事竣工、新設校条例設置、移転
令和11年度 (2029 年度)	開校